

旭介保第180号-2
令和5年3月22日

居宅介護支援事業所 各位

旭川市長 今津寛介
(福祉保険部介護保険課担当)
(福祉保険部長寿社会課担当)
(福祉保険部指導監査課担当)

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証について（通知）

日頃から本市の介護保険行政への御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。標記について、本年度より利用者の自立支援に資する過不足のないサービス提供となっているかを点検するため、令和4年9月7日付け旭介保第180号「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について」に通知しました国の基準に基づき、居宅介護支援事業所を抽出し、医療等専門職の多職種による当該事業所が作成するケアプランの検証を実施しています。

現在も令和4年10月実施の対象事業所とケアプランの見直しに係る協議を行っているところでありますが、当該点検が終了次第、令和5年度の点検につきまして、後日、対象事業所を選定の上、お知らせいたします。

なお、本年度におけるケアプラン検証実施の中で見受けられた事例の一部を掲載しますので、各関係事業所において留意いただきますようお願いいたします。

1 令和4年度のケアプラン検証において見受けられた事例

- ・利用者の個別性にかかわらず、類似した内容の訪問介護が各利用者の支給限度まで位置付けられており、自立支援・重度化防止に資する訪問介護以外のサービスが選択されていないように見受けられた事例。
- ・利用者に対して身体機能等の維持・向上に関する目標が設定されているが、支援内容は訪問介護による介助の内容のみが記載されており、本人の取組について配慮がされていないといった、支援内容が目標に対応していない傾向が見受けられた事例。

2 本市が実施する居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の基準等について

- (1) 令和4年9月7日付け旭介保第180号「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等」について

(2) ケアプラン点検に関するQ & A (第2版)

※詳しくは以下の旭川市介護保険課ホームページを御確認ください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d074116.html>

(連絡先)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 25-6485